

平成25年度 均等・両立推進企業表彰

ポジティブ・アクションを推進している企業 ファミリー・フレンドリーな企業 を表彰します

応募期間 平成25年1月1日～3月31日



両部門に優れた企業

厚生労働大臣最優良賞

均等推進企業部門

職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組みを実施している企業

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

ファミリー・フレンドリー企業部門

仕事と育児・介護との両立支援のための取り組みを実施している企業

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

厚生労働省では、「職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み」（ポジティブ・アクション）および「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範となる取り組みを推進している企業を表彰しています。

平成25年度の各賞候補を募集します。「わが社こそは」と思われる企業の皆さま、ぜひご応募ください！



厚生労働省雇用均等・児童家庭局／都道府県労働局雇用均等室

このような企業が表彰の候補です

均等推進企業部門

- ポジティブ・アクションを企業の方針として示し、積極的に取り組んでいることを公表している。
- ポジティブ・アクションの取り組みとして「採用拡大」、「職域拡大」、「管理職登用」または「職場環境・職場風土の改善」に取り組んでいる。
- ポジティブ・アクションの取り組みのうち、「女性のみを対象」または「女性を優遇」する取り組みは、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない場合(雇用管理区分ごとにみて女性労働者の割合が4割を下回っている状況)に限られている。

※「ポジティブ・アクション」とは…
男女間に見られる格差の解消を目指して、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをいいます。

※「公表」とは…
「ポジティブ・アクション応援サイト」
▶ <http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>
「女性の活躍推進宣言コーナー」
▶ <http://www.positiveaction.jp/declaration/>
にポジティブ・アクションに取り組む旨を対外的に公表している場合をいいます。

ファミリー・フレンドリー企業部門

- 両立指標(平成24年2月改訂版)の点数が一定程度以上である。
- 法の規定を上回る育児・介護休業制度や所定労働時間の短縮などの措置を導入し、よく利用されている。
- 男性労働者について、一定の育児休業取得実績がある。
- 時間外労働がおおむね年150時間未満である。
- 年次有給休暇取得率がおおむね50%(大臣賞は60%)以上である。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている、または認定を目指している。

※「両立指標」とは…
企業自らが自社の仕事と家庭の両立支援策の進展度合いや不足している点を、63問の設問に答えて採点。自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」が客観的に評価できるように構成されたものです。
詳しくはこちら
▶ <http://www.ryouritsu.jp/index.html>

厚生労働大臣最優良賞

- 過去に「均等推進企業部門」の大臣賞または「ファミリー・フレンドリー企業部門」の大臣賞を受賞し、さらにその部門での取り組みが進んでいる。
- もう一つの部門についても積極的に取り組み、成果をあげている。

※上記以外にも部門ごとに表彰基準が定められています。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

平成24年度 表彰企業

厚生労働大臣最優良賞

該当企業なし

均等推進企業部門

厚生労働大臣優良賞 株式会社みずほ
フィナンシャルグループ(東京都)
京都中央信用金庫(京都府)

都道府県労働局長賞 19企業
(優良賞・奨励賞)

ファミリー・フレンドリー企業部門

厚生労働大臣優良賞 曙ブレーキ工業株式会社(埼玉県)
東日本旅客鉄道株式会社(東京都)

都道府県労働局長賞 20企業
(優良賞・奨励賞)

各企業の取組内容などは厚生労働省ホームページでご紹介していますのでご覧ください。

▶ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002kg81.html>

トップページ
「報道・広報」

報道発表資料

2012年9月

9月26日「平成24年度「均等・両立推進企業表彰」受賞企業決定」

応募方法

- 所定の応募用紙に必要事項を記入し(平成25年1月1日現在の状況)、自己採点の上、都道府県労働局雇用均等室あてに郵送またはFAXでご応募ください。
- 電子申請(<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/>) による応募も受け付けます。
- 応募用紙は、厚生労働省ホームページまたは都道府県労働局雇用均等室で入手できます。均等推進企業部門とファミリー・フレンドリー企業部門とは応募用紙が異なりますのでご注意ください。厚生労働大臣最優良賞の応募の際は、両部門とも応募用紙にご記入ください。

選考方法

- (1) 都道府県労働局雇用均等室で、書類選考後、取り組み内容など詳細についてのヒアリングを実施します。
- (2) 都道府県労働局長は、ヒアリング結果をもとに、表彰基準を満たす企業の中から、
 - ・ 都道府県労働局長賞の受賞企業
 - ・ 厚生労働大臣賞の候補企業を決定し、厚生労働大臣賞候補企業については、厚生労働大臣に対し推薦を行います。
- (3) 厚生労働大臣は、推薦された企業の中から、
 - ・ 厚生労働大臣最優良賞
 - ・ 厚生労働大臣優良賞の受賞企業を決定します。

その他

- (1) 実施要領、表彰基準および応募用紙は厚生労働省ホームページからダウンロードしていただけます。

▶ <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>

トップページ「厚生労働省からのご案内
「政策について(組織別の政策一覧)」」

雇用均等・
児童家庭局

主な制度紹介
「均等・両立推進企業表彰について」

また、都道府県労働局雇用均等室でも配布しています。

- (2) 選考結果は、都道府県労働局雇用均等室からお知らせします。
- (3) 受賞企業には平成25年10月に表彰状の授与を行います。

※厚生労働大臣賞については厚生労働大臣より、都道府県労働局長賞は各都道府県労働局長より、それぞれ表彰状の授与を行う予定です。

応募期間は 平成25年1月1日～3月31日 (※当日消印有効)



ポジティブ・アクション
シンボルマーク「きらら」

ポジティブ・アクションに取り組む企業・
両立支援に取り組む企業の皆さまの
積極的なご応募をお待ちしています！



次世代認定マーク「くるみん」

都道府県労働局雇用均等室所在地

	電話番号	FAX 番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎 9階
青森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩手	019-604-3010	019-604-1535	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎
宮城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番4号 秋田第2合同庁舎2階
山形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31
栃木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー 16階
千葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京	03-3512-1611	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
新潟	025-288-3511	025-288-3518	950-8625	新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館4階
富山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号
石川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐阜	058-245-1550	058-245-7055	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階
愛知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング11階
三重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 15階
奈良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階
鳥取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階
岡山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館
徳島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎2階
愛媛	089-935-5222	089-935-5223	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎
高知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田1番39号
福岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル3階
熊本	096-352-3865	096-352-3876	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階
大分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル4階
宮崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎(1号館)3階

厚生労働省では、企業の皆さまのお役に立てる人事労務に関する情報をメルマガで配信しています。
登録は <http://merumaga.mhlw.go.jp/> から

事業主のみならず、人事ご担当者のみならず

「ポジティブ・アクション推進企業」

「ファミリー・フレンドリー企業」

の積極的なご応募お待ちしております

～平成25年度 均等・両立推進企業表彰～

労働局では、毎年、「均等・両立推進企業表彰」の対象となる企業として、
○職場における女性の能力発揮に向けて積極的な取組を実施している
「ポジティブ・アクション推進企業」
○仕事と育児・介護との両立支援のための取組を実施している
「ファミリー・フレンドリー企業」
の表彰に向けて、候補企業の募集を行っています。

平成25年度の応募期間：平成25年1月1日～平成25年3月31日まで

★ 裏面アンケートの項目に出ているようなお取組を実施されている企業におかれましては、ぜひ応募をご検討下さい。具体的な表彰基準や応募用紙は、厚生労働省ホームページからダウンロードしていただけます。

⇒ <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>

★ 応募方法：所定の応募用紙に必要事項を記入し、福島労働局雇用均等室あて郵送または FAX によりご応募ください。

「わが社こそは」と思われる企業の皆さまの積極的なご応募をお待ちしております。

『ポジティブ・アクション及びファミリー・フレンドリー企業アンケート』（裏面）
にご協力お願いいたします

標記表彰を踏まえ、ぜひ現段階での県内の企業におけるお取組状況を把握させていただき、必要に応じて、表彰候補としてポジティブ・アクション又はファミリーフレンドリー企業に向けたお取組への支援をさせていただきたいと考えております。

<均等・両立推進企業表彰又はアンケートについてのお問い合わせ先>

福島労働局雇用均等室

TEL 024-536-4609

FAX 024-536-4658

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階

ポジティブ・アクション及びファミリー・フレンドリー企業アンケート
(アンケートの記入にご協力をお願いいたします。)

福島労働局雇用均等室

I 女性の能力発揮のための積極的取組(ポジティブ・アクション)

過去3年以内に取り組んだ、又は現在取り組んでいる項目について、該当するものに○をつけ、具体的な方針や実施している取組をご記入ください。

企業方針	ポジティブ・アクションを企業の方針として公表している。	1
取組体制	ポジティブ・アクションに取り組む体制を整備している。	2
募集・採用	女性がいらない又は女性が少ない採用区分において、女性を積極的に採用するための取組を行っている。	3
職域拡大	女性がいらない又は女性が少ない職域に女性を積極的に配置するための取組を行っている。	4
登用	女性の管理職がいらない又は少ない場合に、女性を積極的に登用するための取組を行っている。	5
継続就業	女性の勤続年数が短いため、仕事と家庭の両立のための取組を積極的に取り組んでいる。	6
環境整備	女性が働きやすい職場環境・職場風土の改善に取り組んでいる。	7
(具体的な会社の方針や取組内容をご記入ください。) ※「女性が少ない」とは、例えば技術職や役職者において、女性の割合が4割を下回ることを言います。		

II 仕事と育児・介護の両立に関する取組(ファミリー・フレンドリー)

過去3年以内に取り組んだ、又は現在取り組んでいる項目について、該当するものに○をつけ、具体的な取組内容をご記入ください。

制度導入	休業の期間や回数等について法を上回る育児・介護休業制度などが導入されている。	1
制度導入	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる育児短時間勤務制度等が導入されている。	2
両立方針	企業として両立支援に取り組む方針を明確にしている。	3
男性育休	過去3年間に、男性の育児休業取得の実績がある。	4
女性育休	過去3年間に、在籍中出産した女性労働者の8割以上が育児休業を取得している。	5
時間外労働	法定時間外労働が、企業全体で平均して労働者1人当たり年150時間未満である。	6
年休取得	年次有給休暇の取得率が企業全体で平均して50%以上である。	7
(具体的な会社の方針や取組制度などをご記入ください。)		

企業名		業種	
所在地	〒 (電話)		
記入者	(氏名)	(所属部署)	
労働者数 (内正社員)	人 (男性)	人 (女性)	人

※添書なしでこのまま送信してください

送信先 **福島労働局雇用均等室** FAX 024-536-4658

ご協力ありがとうございました。